

## 第7回入札等制度検証委員会議事録（概要版）

### 1 委員会の概要

- (1) 日 時 平成18年12月12日(火) 午前9時30分から午前11時5分まで
- (2) 場 所 杉妻会館4階 牡丹の間
- (3) 出席者
  - ア 委 員  
相良勝利（委員長） 安齋勇雄 安齋利昭 清水修二 羽田博子
  - イ 県 側  
野地総務部長 松本農林水産部長 蛭田土木部長 吉野農林水産部技監 藤田土木部技監  
三瓶土木部理事兼政策監 佐藤総務部政策監 野崎総務部参事（プロジェクトチーム主任）  
横井農林水産部政策監 角田人事領域総括参事  
高橋総務部参事（プロジェクトチーム副主任） 河野総務部総務予算参事  
鈴木職員研修参事 鈴木行政経営参事 武人事参事 星農林水産部総務予算参事  
本田農林検査参事 安藤土木部総務予算参事 仲沼建設行政参事 原土木企画参事
- (4) 次 第
  - ア 開会
  - イ 議事
    - ア 福島県の入札等制度に係る検証と改革案～最終報告～（案）について
  - ウ 閉会

### 2 発言内容

#### (1) 開会

##### 【事務局】

定刻となりましたので、ただ今から第7回入札等制度検証委員会を開会します。  
本日、会沢テル委員は欠席ですので御報告いたします。

#### (2) 議事

##### 【委員長】

議事の1「福島県の入札等制度に係る検証と改革案～最終報告～（案）」について、安齋勇雄委員に起草をお願いして、12月7日に清水委員と私と3人で検討、すり合わせをしました。起草した関係もありますので、安齋勇雄委員に説明をお願いします。

##### 【委員】

（別紙「福島県の入札等制度に係る検証と改革案～最終報告～（案）」により説明）

##### 【委員】

32ページの「おわりに」が一番大切だと思うのですが、今回の調査に当たって県職員の協力を得たというところの言葉遣いを「対応していただいた」という表現をする必要はないのでしょうか。職務上当然やってもらうのですから。

##### 【委員長】

「積極的な協力を得た」でどうですか。

##### 【委員】

それで十分だと思います。

それから、「さらに地元建設産業の振興等、社会通念上許容されるものについては、多くの県民はこれを宥恕するものと考え、これを認めることとして」という言葉はどういうところから来ているのですか。

格調高く、地産地消とかいうのに対して批判していながら、これでは後戻りするようではな

いですか。しかも「宥恕<sup>ゆうじよ</sup>」という言葉は古い言葉ですね。

意味自体、非は非として認めて許すという意味ですね。ただ、我々の委員会は、こんな社会で認めているものを県民はこれを当然許すものと考えたら、それほどの大それたことを言うことはないと思うのです。こんなことを言うのはちょっと勇み足ではないかと思います。

だから、これはいらぬのではないですか。だって、どの部分を具体的に認めたとかは全然前不是说っていないのですから。抽象的でおかしいですよ。提言の中でも何も言っていないでしょう。具体的にこの場合ならば認めていいとか、そんなことは全然触れていないのに、ここで急にこんなことが出てくるのはおかしいのではないかと。

【委員長】

この段落は削りますか。

【委員】

それから、県職員が一生懸命努力しているということは十分感じられ、認めているわけなので、その最後に何で「決して萎縮<sup>いしゆく</sup>することなく」なんていうことを入れるのですか。言いつばなしでいいではないですか。こんな一言はいらぬと思います。

県民の視点に立ってやってくださいというだけでいいのではないですか。今、県職員は萎縮<sup>いしゆく</sup>しているのですか。ここは必要ないと思います。

萎縮<sup>いしゆく</sup>している面があるとすれば陰で頑張れよと言うのは、我々としても同じ気持ちですが、提言の中で、公の場でこれを入れる必要はないと思います。

【委員長】

「県職員におかれては、県民の視点に立って、県民に開かれた、県民のための県政推進に努められることを要望する」とするということ御意見ですね。

【委員】

それで十分力強いのではないですか。

我々は悪者になっていいのですから。あとは行政が判断してやるのですから。だから、我々が県民の意思<sup>そんたく</sup>を忖度して、県民はその辺<sup>ゆうじよ</sup>を認めている、宥恕<sup>ゆうじよ</sup>するものと考えたら、なんでまで読み込む必要ないのではないかという考えです。

【委員】

私も「多くの県民はこれを宥恕<sup>ゆうじよ</sup>することを考える」というのは、ちょっと配慮のし過ぎという感じがすると思うので、削除した方がいいと思います。

30ページの建設技術センターの在り方について、これもちょっと甘ちゃんではないかと思えます。県職員の派遣は「段階的に廃止」でなく「原則的に廃止」とした方がいいのではないかと思います。

それから、この前も言いましたように、3番目のところで、建設技術センター理事長だけではなくて、管理職といいますが、幹部も入れた方がもっとすっきりするのではないかと思います。管理職的なものに「土木部のOBを入れない」と入れた方がはっきりするのではないかと。

やはりトップの方が変わらないと、下の方はとても。今、内部情報発制度もはっきり決まっている段階ではないのですから。上から重しがかかると言いつらい点があると思えますので、はっきりここに書いた方がすっきりすると思うのです。

【委員長】

その表現は、後でもう一度こちらにお任せいただきたいと思えます。

その前の、県職員の派遣を「段階的に廃止」と「原則的に廃止」ではどっちが強いのでしょうか。

【委員】

「段階的に」というのは、段階的に全廃するという趣旨でしょう。「原則」だとむしろ例外が出てしまいますが。

【委員】

でも、やはり、一般県民の感じとしては、「段階的」というのはすぐやるわけではない。根本的にすぐやるという感じを出すような表現ということで「原則的」というのをういたのですけれども。

例外があるということであれば、「段階的」よりもっときつい表現を。

【委員】

「段階的に」をカットしたらいいのではないですか。

【委員】

同じページの退職職員の再就職の在り方ですけど、「現在の1年から3年程度に延長するとともに」の「3年程度」の「程度」は取った方がいいと思います。

【委員長】

「3年間」にしないと駄目ですね。

【委員】

この間、新聞に出ていたのですが、議会の委員会では、建設技術センターは廃止という意見でしたね。あの根拠がちょっと分からなかったのですが。

【委員長】

議会の特別委員会では、市町村の理解を得ながらという限定事項をつけて、廃止の方向で検討ということに決まりました。市町村の意向は存続を希望しているわけですから、廃止の方向で検討するわけにはいかないということになります。

【委員】

ただ、県議会で出たということは、県議は各地方の代表という形で出ていると思いますから、市町村の意向も酌んだ上での宣言かと思ったのですが。

【委員長】

でも、市町村会か何かが議会側に存続を訴えているのですよ。

【委員】

ただ、その議会が委員会で全廃をあえて意見として出したというのは、何かその実態に沿った意見なのかとなという感じがしますけれども。

我々はその辺、市町村の要望があったということを踏まえてああいう意見を出したのですが、果たしてその市町村の要望が、技術センターがなければ市町村が本当にやれないのか、その辺までは詰めて議論しなかったですね。

その議論の必要性もあるかどうかですが。要するに、民間委託によって全部クリアできるかどうか、十分検討しなかったわけですから。

【委員長】

その辺は、我々がやった聴き取り調査とアンケート結果からしか分からないわけですけども、私どもはそこを尊重してこういった提言になっているわけですから。

【委員】

ただ、尊重しているということと、あるべき政策をどうするかというのは、要望と政策は必

ずしも一致しなくてもいいわけですから。あるべき方向性はあるわけですから。

我々は時間がないからそこまでできなかったということかもしれませんが、余りにも議会の結論と我々の委員会の結論が違ったものですから、どうなのかなという感じ受けたので質問しました。

【委員長】

そこは違った結論でもいいのではないかと考えています。

【委員】

要するに、技術センターの部分が今度本庁サイドに入ってくると、恐らく、経費の問題とか本庁の負担が増えるわけですね。

その分、今度は本庁の組織内の監督というか、それは十分目が行き届く。その代わり、和歌山や宮崎のように談合とか何かがあれば、今度はもろに本体に影響が出てくるということと言えるわけですね。

【委員長】

職員のコンプライアンスの問題も含めて、意識改革や倫理規程の強化などをずっとやっていきますから、そこはそういう形で管理するといいますか、そういうのが私どもの意見の柱の1つだと思います。

もう1つ言えば、県からの技術センターへの委託がバサッと消えますから、恐らく仕事量は今までの3分の1ぐらいになるかもしれません。だからそれに見合った組織改革をセンターがやらないと、自立とか言っていましても、なかなか立ち行かないことになるのだろうと思います。解体的見直しというのは、それをやらざるを得ないのだろうと理解しています。

【委員】

25ページの職員の意識改革の問題ですが、財団法人ふくしま自治研修センターで行う研修というのがまずトップに出ているのですけれども、職員の研修というのはここに全部丸投げしているというふうに読めるのですが、そういうことなのですか、今の研修制度は。

【委員】

その辺、意識改革について、主として研修とかの場を通じてだけの形になってしまうのですね。

【委員長】

日常の業務の中に入り込まないと駄目なのですね。

【委員】

それで、前に言ったように、部課ごとに、業者に接する部門については、やはり行動基準というか、ガイドラインというか、そういうものを細かく設定しないとまずいのではないかと思います。

民間会社では、コンプライアンス委員会というのがあって、非常に重視されてきているのです。行動基準を決めて、月1回くらいそういう委員会を開いて、各人が実行しているのかを検証するわけです。内部的に、外部の人は関係なく。

そういうことによって職場の意識を高めていく。そういうのを取り入れたらいかがかということですね。

だから、具体的に委員会を作ってというのを提言しないと。具体的に委員会などを作ってコンプライアンスの遵守を徹底するというような一言を入れて。

ただコンプライアンスを徹底しろというだけでは、県の方でそれに応じた体制を作らなければ何にもならないわけですから。

【委員】

その前に、これでは自治研修センターに丸投げという感じになりますので、やはりこの表現を変えていただかないと、実際に意識改革に真剣に取り組むという感じは出ないと思います。

【委員長】

それも1つだという書き方なのですね。

【委員】

だけれどもこれでは丸投げという感じがしますので、どうなっているのかをまずお聞きしたい。

【事務局】

例えば利害関係者との飲食、贈与の受領といったことを含めて、現在倫理規則に定めています。それで、御指摘のありました具体的な留意事項のようなものを取りまとめたマニュアル的なものを整備する必要性を感じていますので、各職員ごとに配布できるマニュアルを具体的に整備をするような構想を立てています。

【委員】

規程だけではなく、果たして実態はどうなっているのかを検証する組織作りも。

【委員長】

内部検証システムがきちんと動くような形にしておかないといけないということですね。制度改革を含めてコンプライアンスの更なる徹底を図ることぐらいでいいですか。

【委員】

自治研修センターのウェイトはどうなっているのでしょうか。

【事務局】

研修の書きぶりですが、基本的に自治研修センターでやる研修も、県が責任を持ってやる研修のかなりの部分になりまして、その部分を委託しているものですので、飽くまでも主体的には県が責任を持って研修をするということです。

書きぶりは起草委員と検討させていただいて、後ほど我々なりの考え方を委員の方にはお示ししたいと思っています。

【委員長】

この辺の文章の整理もお任せいただいて、次回まで整理してお出しするという形でいいでしょうか。

【委員】

コンプライアンス委員会を作ったらどうかという具体的な提案なのですから。制度改革というよく分からなくなりますので、「コンプライアンス委員会を作る等」のような形で入れてもいいのではないですか。「例えば」ということで。

【委員】

ただ、その委員会を作ると、今度は、その議事録を公開しろとか、遵守しているかどうかについては、例えば情報公開要求とかが出てくる恐れもあるのですね、恐らく。

【委員】

コンプライアンス委員会というのは執行部内部の委員会ですね。どういうことをやることになるのですか。研修とは違うのですか。これはチェック機関ですか。

【委員】

例えば、外部との折衝においていろいろ職員の方が疑問に思うことがあると思うのです。だけど、それがお互いに言ったりできない雰囲気だと思うのです。恐らく自分で判断して行動している。だからそれをオープンにできるのかどうかです。

【委員長】

職場の中でそういうものが浸透していればいいわけですね。うまく検証できるような雰囲気というか、そういうものができていけばいいわけですね。

改めて、そのコンプライアンス委員会というのがどういう組織になるのかちょっと分かりにくいのですが。

【委員】

民間からそういうのは聞いてもらうほかないのですが。

【委員長】

こういう場合どうでしょうかと気軽に相談できるようなところでしょうか。

【委員】

そうですね。

それが難しいというのであれば、組織の中でそういう相談所みたいなものを作る。例えば、初心者が業者と接触した場合にどこまでできるのかというようなことを。上司に相談すると言っても、これは指揮命令系統だから、相談という雰囲気ではないと思うのです。だから、コンプライアンス委員会になれば、その内部の人は対等でしょうから、ということを考えていたのですが。

ある程度意思疎通できる場がないと、現状は各人が微妙なところは判断してやっているのではないか、倫理規則があっても。

【委員】

23ページの不正の防止策と、25ページの内部通報制度との整合性をもうちょっと取って書いた方がいいのではないのでしょうか。

【委員】

23ページは、公益通報者の制度が新しく法律でできましたので、そこをちょっと細かに書いていまして、25ページは結論だけ、内部通報制度を作ってください、整備してくださいということを書いています。

あと、23ページの上の段落は口利きのことを書いています。25ページは2番目として口利きをはっきりと別に分けています。

【委員】

そういうことであれば、25ページの3の内部通報制度に1つ入れていただきたいのは、3行目ですけど、職員からの内部通報制度については「早急に」と入れていただいた方がいいと思います。

【委員】

これは全体的に新年度からやるということですので、入れなくてもいいと思うのですが。

【委員】

内部通報という場合に、これは公務員の内部通報のことを言っているのですよね。業界の方の内部通報ではなくて。つまり、国が始めた、最初にたれ込みをすれば罪一等を減ずるという

やり方はここでは言っていないですね。

【委員】

公益通報者制度については、23ページに法律の説明は若干書いてあります。

内部通報制度についてはもちろんそうです。業界までは首を突っ込むことはできませんから。

ただ、実際に業界からたれ込みがあったときに罪一等を減ずるかどうかというのはこれからの問題ですね。ここまでは我々はちょっと踏み込めないのではないかと思います。

【委員】

そういうのも入札制度ではあるのですよね。しかし、今回はそこまでは触れなかったと考えればいいのですね。

【委員】

はい。業界の方までは我々は要請されていませんから。

【事務局】

ただ今の御意見ですが、ここは内部の違法状態、違法行為があった場合の通報の制度ですが、当然、外部の目から見てそういった情報が寄せられることもあるかと思いますので、実際の通報制度の中にはそういったことも組み込んでいくことにしたいと思っています。

【委員】

22ページですが、2の検証内容の、(1)職員の意識改革の3行目、「業者は談合は無くならないと言っているし、」というのは、ちょっと引っ掛かるので、「言っているが、」行政ではこうだという方がいいと思います。「し」というのは投げやりな感じに聞こえますので。

【委員】

ただし、現実問題は、業界が認めてしまっているのです。我々はやってますとはっきり。こちらは聴き取り調査のときあ然としたのですけれど。

【委員】

業界の方にその言葉が響くといいのですけれども、次に「行政側が」と出てきますので、行政側もそれを認めているしという感覚なのかと読んだときに読み取れる。ニュアンスとしては、そう読み取れますので。

それは「が」の方がもっときっちり区別がつくのではないかと思います。

【委員長】

いや、これは事実認識を書いているのです。

【委員】

事実認識はそうですけど、今の段階の姿勢としては、「し」というのはちょっと甘いのではないかという感じがしますので、「が」の方が適切かと思うので、提案します。

【委員】

具体的な提案というよりも、感想じみたことを述べたいと思います。

6ページの下の方で、条件付一般競争入札を試行した数字が出ています。平成17年度で見ると、農林水産部で26件、土木部で57件の条件付一般競争入札をやっているわけですが、平均落札率はそれぞれ94.18%と93.18%です。合計と比べてみると、農林水産部はほとんど変わらない。土木部は2%近く下がっていますが、この落札率だけ見た場合に、試行している条件付一般競争入札が長野や宮城等と比べてときに効果が顕著に見られているとは言えません。

これは、全体的に一般競争にしたときに事態は変わると思いますけれども、今の試行の事

例を見る限りは、条件付一般競争入札にすれば事態が大きく変わるという保証は必ずしもない。

ですから、少なくともこれだけでは決して談合を抑止する決定的な方法ではないですね。談合を根絶することはかなり難しいと認識せざるを得ないと思います。

もう一つ、大変考えさせられる表が13ページにありまして、上の表の県内産業における建設業の位置づけを見ますと、全国では総生産で6.4%、従業者数が8.4%で、このぐらいの差なのですが、福島県は総生産が5.6%であるにもかかわらず、従業者数が11.1%もあるわけですし、全国平均と比べて著しく建設業の生産性が低い、建設業従業者が多いというわけです。

これは、建設業が非常に多くて苦しい事情にあるということを示しているわけですが、こういうのを見ますと、単に入札制度をいじれば問題が根本的に解決するわけではないということなのですね。

ですから、地域産業政策というものをきちんとやって、前に提案しましたけれども、やはり地域経済の構造転換といいますか、産業をどういうふうに変えていくかという取組をきちんとやらないと基本的な解決にはならないということ、この数字を見て一層痛感しました。

この委員会は、入札制度改革の提言をする委員会ですので、別にそこまで提言に含めなくともいいと思いますけれども、是非、知事にもそういうことはお伝えしたいと感じました。

#### 【委員】

先週の日曜日のテレビだったと思いますが、浅野前宮城県知事が、談合の問題で、改革したら、場合によっては入札者数が2社とか3社とかに減ったという話が出ていましたけれども、あれがどの程度どういうふうになっているのか、その辺の詳細を聞かせていただきたいと思います。

あれは結局、そちらの方で別なプランを作っていて、新たな作戦をやっているのではないかという感じがしてきます。せっかく制度的にいいものを作れば、次なる作戦をして、アウトローの作戦をしているのかなと思って、あれは大変ショックだったものですから。是非その辺の実情も調べていただきたいと思います。

#### 【委員】

それは、この前説明しましたように、指名競争入札は参加したくないのに参加させられるというのが結構あるのです。その反映なのですよ。

#### 【委員】

それにしても極端で、2社とか3社ではこの制度そのものが危ぶまれる場面も出てくるのではないかと。

#### 【委員】

ただし、一般競争入札にすると、数が少ないから入札が無効だというわけにはいかなくなります。1社でも2社でも、その1番札が取るということになりますから。

#### 【委員】

それは、やってみるしかないと思います。だって、一般競争入札で危ぐされる点は、確かに、実際にやってみたら応札業者がものすごく少ないケースは想定されるので、かえって競争性が低くなってしまいうということもあり得る。

そこはやってみて様子を見る。宮城などでは、応札者数は減っているけれども落札率はかなり下がっているということで、参加する業者の数と競争性というのは必ずしも相関していない。

2人だってものすごい競争をすることはあり得ることですから。これは後でフォローするしかないと思います。

#### 【委員】

先ほどの表でも、試行段階ではまだ数パーセントしか落札率が下がっていないということで



すが、全面採用するともっと効果は出るのではないかと思います。

宮城と長野ではもう80%を割ってしまっていて、十分効果があると見ていますので、これは段階的に見ていくほかないと思います。

#### 【事務局】

委員のおっしゃった件については、すべてではありませんがそういった事例があるやには聞いています。

ただ、とりあえずやってみないと分からないところがありますし、提言の26ページにもお示しいただいたように、今後入札制度について不断の見直しが行われるよう監視機能の強化をしていただくという提言ですので、そういった中で不断に制度を見直していくしかないのかなと思っています。

#### 【委員長】

ただ今の御意見をまとめておきたいと思います。

福島県の今回の談合問題の奥の奥にある福島県の産業構造については、建設業依存型の体質があって、これは恐らく産業の構造改革といったものを意識して県側がやっていく必要があるのではないかということでした。

22ページの「職員の意識改革」の2行目からの文章について、書き直しをした方がいいのではないかということでした。

25ページの「職員の意識改革」について、財団法人ふくしま自治研修センターがいきなり正面に出てくるような形になっていますので、その書きぶりをちょっと変える必要があるのではないかということでした。

コンプライアンスの徹底を図るため、例えばコンプライアンス委員会を設置するなど、制度改革を含めたコンプライアンスの更なる徹底を図る必要があるというような内容を含めて、この辺の書きぶりを整理する必要があるのではないかということでした。

30ページの「退職職員の再就職の在り方」について、その営業、営業職の自粛期間を、これまでの1年間から「3年間程度」ではなく「3年間」に延長するということでした。

30ページの「建設技術センターの在り方」について、職員の派遣も段階的に廃止するとなっていますが、「段階的に」を取るということでした。

もう1つ、建設技術センター理事長に、土木部幹部OB職員を充てないことはもとより、同センターの幹部職員に県職員を充てないというような内容のことも含めて整理するということでした。

32ページの「おわりに」の2段落目について、「積極的に対応していただいた」を「協力を得た」にするということでした。

32ページの4段落目を削除するということでした。

32ページの1番下の段落は、「県職員におかれては、県民の視点に立って、県民のための県政推進に努められることを要望する」のように、余計な修飾語は入れないということでした。

#### 【委員】

30ページですが、建設技術センターの理事長だけでなくほかの幹部についても県職員の充てないというのがありましたけれども、今すぐにはできないと思います。

というのは、人が育っていないのです。だから、段階的にはやらなくてはならないかもしれませんが、今すぐはできませんので、それだけは承知してください。

#### 【委員】

結果的にはそうなるかもしれませんが、やはりトップの方に常にOBが乗っかっているというシステムが問題なわけですから、目標としてはそれを入れておいた方がいいと思います。

#### 【委員長】

それは、移行期間とか何かでどうにもならないことはありますから、よろしいのではないかと思います。

それでは、ただ今御議論いただいた内容を反映した形で最終報告書を作成して、次回の委員会で決定するという方向で進めたいと思います。

「その他」に移ります。

**【事務局】**

今回は、最終報告の取りまとめということでお願いしたいと思います。12月20日水曜日の9時半から10時半の1時間程度で準備したいと思いますので、よろしくお願いします。

**【委員長】**

本日の議事につきましては、これで終了させていただきます。御協力ありがとうございました。

(3) 閉会

**【事務局】**

以上をもちまして、第7回入札等検証委員会を閉会とさせていただきます。